# 平成15年1月16日広陵町議会 第1回臨時会会議録(1日目)

平成15年1月16日広陵町議会第1回臨時会(第1日目)は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	Щ	田	光	春		2番	小	原		昇
3番	片	岡	福	美		4番	寺	前	憲	_
5番	松	野	悦	子		7番	吉	田	信	弘
8番	中	Щ		正		9番	Щ	本		登
10番	青	木	義	勝	1	1番	笹	井	正	隆
12番	坂	口	友	良	1	3番	Щ	本	悦	雄
14番	松	本	政	治	1	5番	吉	岡	章	男
16番	出	張	光	男						

- 2 欠席議員は、なし。
- 3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

長 平 岡 仁 町 助 役 畠 山 惠 俊 和田建三 長 崇 収 入 役 教 育 吉 村 企画財政部長 土 佐 敏 行 総務部長 中 尾 勝 池田誠夫 住民生活部長 野 村 完 治 健康福祉部次長 新清掃センター建設室長 山 村 吉 由 都市整備部長 吉 村 正 勝 水 道 局 長 森田久雄 教育委員会事務局長 笹 井 由 明

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野村克也 上田勝代

**議** 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成15年広陵町議会第1回臨時会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

(A.M.11:20開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付議事件

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第1号 平成14年度広陵町一般会計補正予算 (第5号)
- 議 長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、過日の議会運営委員会で本日1日とすることにあらかじめ決定されて おります。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、付議案件につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますの で、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規 定により

2番 小原君

3番 片 岡 君

に指名いたします。

議 長 次に、日程3番、議案第1号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第5号)に ついてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長!

**企画財政部長** それでは、議案説明をさせていただきます。

議案の第1号、平成14年度広陵町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げ

ます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,631万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億8,288万5,000円とするものでございます。昨年12月24日、新清掃施設建設候補地の古寺区との基本合意に達したことによりまして建設に向けての事業を進めるため必要な予算を計上し、限られた期限の中で補助申請に対処するため、当初計上しております生活影響調査委託事業3,000万円及び今回補正いたしました新清掃施設基本計画書作成等委託料4,900万円については、本年度において委託契約を締結し次年度へ引き続き事業を実施するため、繰越明許とさせていただきます。

それでは、補正予算の項目ごとに歳出からご説明申し上げますので、議案書の6ページを ご覧いただきたいと存じます。

まず、報償費の55万円でございますが、これについては一般廃棄物処理方式検討委員会の委員及び生活環境調査に係ります分析検討委員会の委員の謝礼を計上しております。処理 方式検討委員会につきましては5回程度の開催を予定しております。

次に、旅費192万1,000円につきましては古寺、広瀬、中、百済地区の住民の視察に係ります費用を計上しております。視察先等につきましては、現在岐阜県の恵那市の清掃施設を予定いたしております。

次に、役務費の60万円につきましては即決和解に係ります弁護士への謝礼を計上しております。

次に、委託料 5,200万円のうちの4,900万円につきましては、新清掃施設基本計画書の作成等に係ります費用を計上しております。この内容につきましては、廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画、ごみ処理方式検討委員会及び施設整備基本計画、ごみ処理施設基本設計、敷地造成実施設計、発注仕様書作成業務及び技術評価書、補助申請ヒアリング図書、リサイクルプラザ基本設計、開発申請業務委託料等の項目について積算したものでございます。土地鑑定料 300万円につきましては、田、畑、宅地、道路等の6カ所の鑑定に係ります費用を計上いたしております。

次に、使用料及び賃借料124万8,000円につきましては、古寺、広瀬、中、百済住 民の視察に係りますバス借上料及び高速道路等の費用を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出総額5,631万9,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては平成13年度の剰余金を充当いたしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案説明とさせていただきます。

### 議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

**12番議員** 新しい新清掃センターの関係ということで今回予算が示されました。私、南3丁目、現在清掃センターを持っている地元議員としまして、これらの予算について質問したいと思います。

現在、今このきょう時点でも南3丁目ではごみを燃やしているところでございます。清掃センターを持っている地区の議員としまして、また住民の悩み、これからまたさらに新しく計画されているところの住民の悩み、全く同じと思います。そのような意識のもとで今回この予算が示されましたので、私が清掃センター地元議員ということで総括質問を行いたいと思います。

最初の報償費55万円、廃棄物検討委員会の謝礼ということで55万円が計上されております。今の清掃センターの技術は日進月歩、ものすごい勢いで進んでいるところでございます。これについてはやはり専門家、私らはよう言うんですが、専門家、特に最新式の技術を十分に詳しくされている専門家にやはりいろいろ最新の技術も伺い、また斬新なアイデア、日進月歩変わっている折でございます。これはどのぐらい考えとして委員さんは要るのか、あるいはその専門家としてどのような人を考えておられるのか、これらについてちょっと内容を聞きたいと思います。

2番目、旅費ということで192万1,000円、これが計上されております。これは多分、今回の予定地のところをいろいろ見てもらおうということで旅費が計上されたと思います。この清掃センターの予定地の方は非常に心配、これは十分わかります。僕が心配しているのはこんな費用で足りるのかという、そういう心配もしているんです。これらの地区すべての住民に十分な説明あるいは十分な見学をしていただいて、十分な最新の技術を見ていただく、このような熱意がこもっているのか、これについてお聞きしたい。この辺の費用弁償、いや少なければもっと私は出してもいいと、こういう考えですよ。どのぐらいの回数、先ほどの傍聴のときの、先ほどの全員協議会でも出ました。説明が足らないん違うか、このような意見も出ておりました。当然私もちょっと危惧するところでございます。これについてはどのような回数、あるいはどのような地区、また少なければどんどんと補正予算でも組んで十分な理解いただく、このような私は意識を持っているところでございます。この中身についてお聞きしたい。

その次に、役務費、手数料60万円、これは弁護士さんの費用と、こういうようなこと。 これは非常に大きな意識のある金額と思います。ご存じのように南3丁目、現在の清掃セン ター、裁判所絡み、このようなことで決まっております。この裁判所、いわゆる担保をつけると、こういうことなんですけどね、そのため平成17年6月で今の炉はもう終わりですよ、このような担保のために多大の費用をかけていろいろなノウハウをお聞きしているところでございます。今回聞いたところ、町にも当然次の予定地には担保をつけて15年守っていきたいと、このようなことも聞いております。その弁護士、南3丁目の場合は、これはずうっとね、1回こっきりの費用じゃないんですわ。次の、ちゃんと17年6月の担保ができるまでいろいろアドバイス、あるいはいろんな資料、このようなことについて継続的に、1回こっきりじゃなくて平成17年まで続けて弁護士さんに手数料支払って、その担保も確実なものとしていると、こういうことで地元はとっております。当然次の候補地についても15年間、こんなん1回こっきりで終わったらどないなるんや、こういう心配も出てくると思います。この辺の弁護士さんに対する手数料、継続的にもやはり15年間のちょっといろいろなん見てもらうとか、そういうことも必要なのではないかというふうな、私、地元3丁目の今までごみの対策をとってきたところから考えますと、そういうふうな気もしております。この辺の手数料、どのような弁護士さんにお願いして、どのようなことを考えておられるのか、これについて聞きたいと思います。

委託料4,900万円、計画書つくりたいというふうな計画でございます。新施設についてはRDF、こういう今まで、さらに炭化と、こういうことは今までるる内容を聞いております。しかし、現在の勢い、技術の革新というんですけど、ものすごい勢いで進んでいるとこでございます。この辺もRDFプラス炭化ということはもう議会でも、あるいはいろんなごみ委員会、私もごみ委員会ですから聞いておりました。その辺についてもこの基本計画、この計画ですね、いろんな専門家にお願いして最新の技術も出てくると思います。この中の4,900万円、どのような関係、どのような資料、またある場合はどのような成果を得られようとしているのか、内容についてお聞きしたいと思います。

土地の鑑定委託料300万円、当然公共用地として買収ということになります。土地の鑑定もしっかりしていただかないと税金については無理、むだ、あるいは過大な支払い、こういうようなことになったら非常に困るもんでございます。土地の鑑定委託をどのようなところにお願い、検討されているのかということでございます。町独自でもできるん違うかという私も思いもありましたけど、やはりここは第三者も必要なのかなと、こういうことも考えております。その辺の内容をお聞かせ願いたい。

バスの借上費用116万8、000円、これも次の予定地の非常に、私もちょっと、この

ぐらいでどのぐらい回数入っているのかなという心配もあるんです。この清掃センター、今持っている3丁目でもあらゆる、いろんなところへ見にいって、いろんないい設備を見て、このように改善したらどうだ、私も議会でいろいろ提言させていただきました。当然地元からも専門的なとこ見にきた。このような公害をなくするような設備とか施設とか運転の方法とか、そういうとこまで事細かくいろいろ地元からも意見が出てきたと思います。この116万、これも私ちょっと少ないんじゃないかと、こういう心配もしているところでございます。いずれにいたしてもこの清掃センター、現在持っている住民の願いも、思いも、また痛み、苦しさ、そういうところが次の予定地のところの方の痛み、願い、苦しさ、全く同じでございます。私は清掃センター施設、これは絶対必要なものと考えております。そのために地元南3丁目には、今まで20年間人が住んで、私18年なんですけどね、辛抱させていただきました。そのためにこの清掃センターは、町内でやはりどこかで処理しなくてはいけない。そのためには3丁目、当然今まで辛抱するのはする。何も私、どうこうせえとむちゃくちゃ言うているんじゃないんですよ。今この現実、今時点でも焼却して、私自身もごみほかしますから、そこへばあっとほかして、ばあっと煙浴びているんですけどね、そういうことで絶対必要であると私は考えているところでございます。

今回予算をつけなけりゃ、これは視察もできないと、こういうふうな話になるとこれは大変なことですのんで、その辺の先ほどの全員協議会でも町長はもう我を忘れて一命を奉仕してやりますと、このような大きな決意をお聞きしたところでございます。私はこの予算面にちょっと過不足があって、いややめる、これで打ち切りですとかなんか、いややっぱり5人で終わりですとか、そういうことをしてもらったらちょっと困るんですよ、これ。やはりこの清掃センター、うちの南3丁目360軒、全員が同じ考えにまとまるまでなかなか時間かかりました。しかし、その成果は大きなものがございます。今回のも、新しいところの悩みもいっぱい私も聞いております。非常にそこには苦しいこともあります。涙ながらに聞くこともいっぱい聞いております。そのための行政としましても今回の予算盛りつけ、この辺の精神をお聞きしたいと思います。

以上、私の総括質問を終わります。

議 長 答弁をお願いします。 新清掃センター建設室長!

**新清掃センター建設室長** ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、報償費の一般廃棄物処理方式検討委員の謝礼の件でございますが、まだ具体的に人選はいたしておりませんが、やはりそれぞれの分野の専門家、化学分野、あるいは機械工学、

エネルギー利用、いろいろな観点からの専門家にお入りをいただきたいというふうに考えて おります。

それから旅費、視察の経費が少ないのではないかというご質問でございますが、9月議会に補正をさせていただきまして、それの未執行もございますので、この旅費と使用料のバス借上料については、この倍程度の予算を持っているというふうにご理解をいただきたいと思います。4カ大字、対象は、古寺地区はもちろんでございますが、周辺地域を含めて4大字の住民の方々に広くご参加をいただけたらというふうに思っております。

それから、弁護士手数料の件でございますが、古寺区の受け入れの最大の条件でございます。 15年間限りで撤去するということを最大の条件として受け入れるということになってございますので、それの担保をしなければならないということで、裁判所の力をおかりしまして即決和解調書を作成いたしまして、最初から法的担保をもって臨むということで提案申し上げております。

今後、弁護士費用の継続という点につきましては、古寺区の方でも、やはり弁護士をつけていただくということも古寺区の方でも考えていただいております。これは町のお願いをする弁護士でございますので、顧問弁護士を充てたいというふうに思っております。

それから、委託料のことでございますが、先ほども企画財政部長から項目説明がありましたように、まずは処理方式を決めるに当たってのそういった専門家の要請とか、いろんな資料の収集、補助金の申請のための資料の作成、項目別に申し上げますと廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画作成、それからごみ処理方式検討委員会及び施設整備基本計画の作成、ごみ処理施設の基本設計、敷地造成設計、それから発注仕様書の作成業務、提案されました技術の評価をやるとか、それから環境省の方に補助金を申請するための申請図書の作成、それからリサイクルプラザの基本設計、さらに開発申請、いわゆる敷地造成を伴います調整池の協議等開発申請業務、これらを含めまして4、900万円の補正をお願いするものでございます。

それから、土地の鑑定につきましては、もちろん買収をさせていただくに当たりましては 土地の鑑定を専門家にお願いをしまして、その鑑定価格以下で購入するという公共事業の基 本に沿ってやっていきたいというふうに思っております。業者については、どこにというこ とはまだ決めておりませんが、これの専門業者に委託をしてまいりたいというふうに思いま す。以上です。

### 議 長 企画財政部長!

**企画財政部長** 坂口議員の方から予算の打ち切りかというご心配もいただいているわけですが、 内容的には今環境部長が説明しましたとおりでございます。ただ、我々は、できるだけ多く の人に現地等を見ていただいてご理解をいただきたいということで、この予算で足らなけれ ば、また補正をお願いするという考えをしておりますんで、必要であれば必要な経費を計上 させていただくと、そのときは十分ご審議をいただきたいと、かように考えています。

### 議 **長** 12番議員!

12番議員 町長、ちょっとひとつお願いしたいんですが、今担当部長、るる伺いました。先 ほどの全員協議会でも十分な審議、地元でのは足らないんじゃないか、このようなこともお 聞きしました。また、地元の方からも直接いろいろ電話でもお聞きしているところでござい ます。今回予算設定に当たって、先ほど町長も大きな決意されて発表していただいて、やは りこの清掃センターというたら、持っているところの住民、あるいはこれから持つところの 住民、これは非常に大きな心労なり苦労なり、あるいはこれから悩みなりがあるんです。私、3丁目で今議員になって11年間おりながら、清掃センターありながらやって、私、気苦労でね、ここの議会に最初出たときは頭の毛ふさふさだったんですよ。この気苦労でもうすっかり薄くなって、11年間たったらこないなんですよ――いやいや、まだ52歳なんですよ、私ね、53になったとこなんですよ。これ本当なんですよ。清掃センターがあるというだけでも非常にそういうふうな気苦労なりあるんですわ。

ほんで、今回も新しいとこに計画ということで予算出ております。町長も地元の方のご意見を、十分に説明してあげて、また十分に意見聴取、当然議会にも報告していただく、このような約束ができるのか、1つ。

2つ目、新しい最新の技術でもって、やはりこの公害ちゅうのを一番恐れるねん。私もそうなんですよ。私、頭薄いのは、これはダイオキシンの関係違うかって、こういうふうな心配もしているんです。こういうのはおかしいというてですね。そういうことも心配、非常にあります。この辺で十分な最新の技術を検討して提案していただけるのか。当たり前じゃって言われそうとは思いますが、きょうはたくさんの傍聴の方もおられます。ここで町長、ひとつそのような決意をご披露願いたい。私の質問はこれで終わります。町長、お願いします。

### 議 長 町長!

**町** 長 ただいまの坂口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

村人と話を続けるのかというご質問のようでございます。私は大字古寺区、また区の皆さんと今日まで話を続けてきました。経過としては、8年余り交渉の経過があるわけでござい

まして、激論も交えてきたと思います。また中には、私は信頼も欠いたお方もございますし、 友も失いました。区民から、また毎日のように私の家に電話をおかけをいただいたお方もご ざいまして、反論の人ばかりでございます。決して清掃センターを区民の総意でお受けをい ただいたものとは思っていません。皆さんが反対でございます。その中でなぜご理解をいた だいているのかといいますと、あくまでも区の発展を願ってのことで、やむを得ないなとい うことでのご理解だと私は思っています。区の発展をどのようにお受けをいただいているか ということは、個々それぞれ違うと思います。村の整備をどのようにするのか、補償金をど うもろうたらいいのか、区民集会さえ開催すればいいんだというのではないと思います。い ろんな個々に温度差があるわけでございますが、私は根強く、一人でも多くの人がご理解を いただくように説得を続けるのが役所の仕事でございます。一生懸命続けたいと思います。

今回の予算、また前の予算も残ってございますが、いろんな先進地を見ていただいて、どんな施設がいいのか、どんな状況ならだめなのか、こういうことも篤と説得を続けて、また協議をさせていただいて、一人でも多くのご理解をいただくように努力を続けてまいりたいと思います。そのことについては、従前とも合意をもらったからもうこれでいいんだと、ほっとくんだというのではありません。これからも説得は、これは私たちの責務でございますので、またそれと同時に合意をいただいた以上は、お約束をしたことをきっちり守る、これが私の思いでございます。3丁目の皆さんにも、約束の期限は守る。これは当たり前のことでございまして、2年先にはごみを持ち込まない、これが基本でございます。それぞれのこの間には近隣自治体にもお願いをする。また、民間のごみ処理会社にもお願いする。既にそれらの費用計算まで持ち込んでいるところでございます。いずれにしても万全を期しているつもりでございますが、村人の話につきましては引き続き精力的に続けてまいりたいと思っています。

また、最新技術について、安心、安全のある施設を整備する。これは当然なことでございますので、区民の信頼をかち得るためにも何としても最新技術の導入を、皆さんと一緒に施設の導入を図っていきたい、皆さんと一緒に町を育てたい、そういう気持ちでございますので、きょうお誓いをして、回答といたします。

### 議 **長** 10番議員!

**10番議員** 私もちょっと一般質問でも、処理方法の選定委員会のことでも質問している立場でございますので、先ほど坂口議員からの質問もございましたが、私からもちょっと質問をさせていただきたいと思います。

私自身は、南3丁目の現清掃センターのいわゆる和解案を推進して賛成をした議員でございますので、これを遵守するということは、私らの賛成した立場の議員として十二分に自覚をしているわけでございます。よって、今古寺地区に大変ご無理を申し上げてお願いをしていると。そして、基本合意に至ったその経緯について、いろいろ私の耳にも多々入っておるわけでございますが、今基本合意がされるとその後、またいろんな個々の形で区民の皆様のいわゆる意見なりを、当然要望なりをすり合わせていくということでございます。ただ、基本合意をされたということに関しましては、私は非常に賛成をしているわけでございます。この基本合意を裏切るような形じゃなしに、あえてそれを全く今現在非常に疑問に思われている区民さんにも理解を求めていくということに努力をするのは、これは当然なことでございますので、これは議会としても、また委員会としても十二分にチェックをしていきたいなと、こう思うわけでございます。

それで、先ほど部長の答弁にありましたが、処理方法の選定委員会がまだ考えていません。まだ具体的じゃないということでおっしゃってますが、私はこれは断じてだめだと思います。3月31日までに一応結論を出すというような話が、また基本合意の上で明記されているわけでございますね。というのは、結果なぜ言うかいうと、いわゆるもっと早く選定委員会ということを立ち上げなければ時間がだんだん過ぎていって、もう適当なとこで妥協するというような選定委員会のことになってしもうて、それを思っていられることではないと思いますが、できるだけ早くというよりもすぐ人選に入り、どういう形で、また人選の中でいわゆる専門家専門家とおっしゃる、コンサル等いろいろおっしゃいますが、いわゆる一方的に流れるというのはだめです。日進月歩、当然とおっしゃっておりますが、すべていろんな意味において広陵町の背丈に応じた、まさに安全であり、公害のない、当たり前のことを討議していくわけでございますから、十二分にいろいろその辺の調べもできているわけでございますので、その辺のいわゆる人選の中で、学識者がどうとか、専門家がどうとか、また一般の人がどうとかいう、その中身ありますわね、割り振りの中身が。それをちょっとお聞きしたい。それと同時に、それを早く立ち上げるという最大の、これは当然一番最初にやらんならんことですから、基本合意を踏まえた中であれば、そのことをちょっと聞きたいと思います。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 議員ご指摘の点はごもっともと思っております。期限が3月31日 までとなっておりますので、速やかに選定をさせていただくということを考えております。 分野につきましては、化学、機械、エネルギーという分野を考えておりまして、町内にもそ れらの分野に精通されている方もございますので、町内からも何名かは専門家としてお入り をいただけたらというふうに思っております。速やかに立ち上げていきたいというふうに思 っております。

### 議 **長** 10番議員!

**10番議員** 速やかにということは何日ぐらいからやるということで、はっきりここはきちんとしておいてくださいね。

# 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 本日議会で予算を議決いただきましたら、早速業者の決定作業に入っていきたいというふうに思っております。そのスケジュールはもう既に決めておりますが、業者の決定までに何人かは専門委員をこちらも準備をしたいというふうに思っておりますので、1月あるいは2月中旬にかけてはもう専門家を決めていきたいというふうに思います。

### 議 長 ほかに。 11番議員!

**11番議員** 先ほどから全協とかでいろいろと質問とかありましたですが、協定書等では道路、施設、環境等、いろいろ整備のことを話し合われているように思いますが、福祉関係については何か話し合われたような形勢がないようでございますが、その件について話し合われたことあるんか、またその点についての今後の協議もあるんか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。福祉関係、その整備関係に対して福祉の方の面が欠けているように思うんですけど。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 福祉分野に限りましては、特に協議をさせていただいたことはないというふうに思います。福祉といいましても、非常に分野が広いというふうに思います。そのことについては、今後も地域の中で十分話し合いをさせていただいて、必要なものは、この前も特別委員会でご説明申し上げましたように、地域の環境整備費の枠取りをさせていただいておりますので、その中で対応をしていければというふうに思います。

### 議 長 11番議員!

11番議員 ほんでそういうことで、そういう面に対しては何か欠けているように思うとった んで、大字の方の要望がなかっただけでは済まされないと。やっぱり町の方も、こういう福 祉の方もいろいろと話し合う材料にしてもらったらよいかなと思うんですけども、その点で 今部長おっしゃったように、いろいろと今後またそういう面についても協議の機会を設けて いただきたいと。この件が前向きに進むことであれば、やっぱりその件についても、やはり

どういうんですか、協定書等にもうたっていったらいいのじゃないかと、私個人はそう思っておるんですけど、その点について再度答弁願います。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 グリーンプランの中でも、ごみ処理施設以外に還元施設の計画もございまして、古寺区の方で以前から温泉とかそういったものもという、過去にはそういう要望もございましたけれども、最近はそれについての特別な要望は出ておりません。ただ、議員おっしゃるように、そのような部分に町が提案する項目として欠けているのではないかという点におきましては、もう一度内部で精査をいたしまして、古寺区とも相談をしたいというふうに思います。あえて、この部分をなしにして進めているというわけではございませんので、今後ご意見を参考に進めたいというふうに思います。(11番議員「それではよろしくお願いします。」)

### 議 長 5番議員!

5番議員 まず1点なんですけれども、先ほど坂口議員の質問にも町長ご答弁いただきましたが、平成17年6月の操業期限は厳守するという点でございますが、この厳守がなくして古寺区の方との協定を守ることができないので、そういう相互関係があるということを踏まえて、この南3丁目との期限については絶対に守っていただくということがどうしても必要であることを、再度確認しておきたいと思います。といいますのは、きのうの特別委員会の中で町長の発言でしたが、3丁目の方で、委託じゃなくてお引き受けいただいたら、むだ遣いがなくなるというようなことおっしゃって、大変私もびっくりしたんですけれども、この考え方については撤回していただきたいと思います。再度、この撤回を含めて17年6月の期限を守るということを約束していただきたいと思います。そうでなければ、新しい古寺地域の法的担保幾らしてもむだだということになりますので、踏まえた形でお願いをしたいと思います。

それから次に、基本合意についてでございますが、基本合意につきましては、特別委員会とか全員協議会の中でも議論をしてきたところですけれども、繰り返す部分出てくるわけですが、やはり区民の十分な意見が反映されているということにはならないわけです。7月からの説明会の区民集会のときにも、そういう形での賛否をとって決めていきますよという形での位置づけではなく、集会に行ったらそういう形、賛否をとられたという経過がございますし、反対わずか3名でしたけれども、大部分の方は物も言えないような厳しい状態におられたというのが実態ですね。それと賛成でも、先ほど説明がありましたように、条件つき賛

成という形での賛否をとられたわけですから、条件の中には住民投票してもらわなければ賛成できないという意見もあるんです。ですから、そういう形で強引に賛成多数という解釈を町の方がすること自体が誤りであったということは、率直に反省をしていただかなければいけない。反省をしたところから、次、先ほどの説明の中でも住民の方とこれからも詳細について相談をしていくとおっしゃっていただいていますが、その相談の仕方について、反省がなければ信頼できませんね。どういうふうに、あらゆる古寺地区の住民の皆さんと今後どのような形で話し合いを持っていっていただけるのか、まずそういう点、具体的な提案を今していただきたいと思います。

それから、周辺大字の合意がどんどん後回しになっていくといいますか、補正予算が通っていきますと具体的にアセスとか、もう抜き差しならない形で、後戻りのできない形で進められていくわけですから、周辺大字の合意という部分については大変形骸化してしまいます。この点について再度早急に合意を得られるような話し合いを持っていただくのは当然ではございますが、やはりそこについても住民の総意という部分もきっちりと踏まえていただくのは当たり前です。後々に禍根を残さないための手続は一定の期間かかるわけですが、周辺大字の合意についてどのようにお考えなのか、再度この場でお聞きをしておきたいと思います。それから、施設の検討委員会なんですけれども、これにつきましては、住民が入らない形というのは到底考えられないと思います。古寺区の皆さんの同意を得なければならない。それによっても賛否が変わるほどの重大な問題なんですから、古寺区の皆さんのご意見を反映させるためにも、そしてこれは全町民的な問題ですから、公募によって住民の皆さんを参加していただくことは当然でありますが、その手続していただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、専門家なんですけれども、専門家も一方的に町が決める専門家ではなくして、住民推薦の専門家を入れていただけるのかどうか確認をしたいと思います。

それから、その検討委員会について情報を公開していくのは、経過についてですね、当然 でございます。ですから、その情報公開の一つの手段として、その専門家等による検討委員 会の傍聴を許可していただきたい、それについてお聞きしたいと思います。

さらに資料については、あらゆるすべての資料を議会の方あるいは住民の方に提示してい ただきたい、このことについても確認をしておきたいと思います。

そして、RDF施設を前提にして古寺の方との話し合いを進められているようでございますが、再々の町の方の説明として、古寺地域の皆さんは煙突があるということだけで、もう

全然話にならないという説明をされてきたわけですけれども、直接古寺区の皆さんと話をしてお聞きしますと、またあるいは今までの区の方との話し合いの経過、概略お聞きいたしますと、そうではないですね。公害のないという形であれば、煙突があっても焼却の方がいいんじゃないかと、むしろRDFの方がダイオキシンの出る量が多いんじゃないか、臭素ダイオキシンですか、それも含めていろいろ公害の問題もあるんじゃないかということも、具体的に本当に古寺地域の皆さんよく勉強なさっていまして、専門家も顔負けのほど勉強なさっておられる方もおられるわけです。ですから、そういう方も入れていくのは当たり前なんですが、そういういろいろご自身で勉強なさって古寺区の中での話し合いでも発言なさっているのをお聞きしていますと、RDF施設について、何でRDF施設なんだと、逆にこんな疑問がかなり大きいのもこの間認識をし直したところであります。これは町の方の説明とは全く裏腹な問題です。町の方は、なぜこのような部分をふたをして正確に議会に報告していただけなかったのか、そして現状どのように認識していただいているのか、お聞きしたいと思います。

といいますのは、私も以前にも言いましたように、議会の方にある方が来られて、RDFでなかったら承知しんということをおっしゃっていたのを漏れ聞いたと言いました。で、それは古寺区の方でもそのような同じような発言をなさっておられます。そうすると、町の方の対応が一変してしまっているんですね。こんな状態でいいんでしょうか。もっと白紙の状態で本当に公害のない一番安全で、そして経費的にも納得のできる施設は何なのか誠実に検討していただくことが今大変重大ですが、これは町長のお考えも含めてお聞きをしたいと思います。

それから、少し細かい部分に入るわけですけれども、用地なんですけれども、あそこの用地は古墳の参考地になっているということで、掘れば何かが出てくるだろうとは言われていますし、町の方も認識されていると思うんですけれども、そうしますとかなり時間もかかってまいりますが、なぜそういうところを選択されたのか、お聞きをしておきたいと思います。それから、それについてどのように対応されていくのか、お聞きしておきたいと思います。

私は、古墳あることちょっと、そういう参考地ということを知らなかったんですけれども、 対応をこれからどうされていくのか、具体的なスケジュールも含めてお聞きをしておきたい と思います。

それから、かなり3.7~クタールといいますと広い土地ですので、本当にこんだけ要る んだろうかという声も古寺の方の皆さん本当に、私の立場としましたら、古寺からの要望が あれば、やはりそれは金額にかかわりなく受け入れていくというふうな認識で対応させてきていただきましたが、古寺区の住民の皆さんの方から、こんなにたくさんお金を使わなくてもいいのではないかというような大変良識ある声もお聞きしているところですけれども、3.7~クタールも広過ぎるんじゃないかなという声もございます。この新清掃施設を建てるに当たって最小限必要だと思われる広さはどれだけなのか、お聞きをしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 今現在の清掃センターの操業期限が17年6月30日限りとなっているということは、これは紛れもない事実でございまして、和解のとおり期限を守るということは当然のことだと思います。町長も特別委員会では、3丁目が受け入れていただくならばということは、すべての原告が同意をしていただくならば話の余地があるというだけのことでございまして、基本的には我々も今候補地あるいは周辺地域に出向いて説明しておりますのは、17年6月30日限りで操業できなくなりますということをご説明を申し上げております。ただ、付帯事項に1日10万円を違約金として支払えば操業が延長できるような項目も入ってございまして、これについて馬見南3丁目に町からしっかり頼んで延長してもらえと、ずっとそこで操業できるではないかというようなご意見もございましたが、これは法的に不可能であると、17年6月30日が期限であるということを申し上げて説明をしております。

それから、周辺大字の合意形成につきましては、この古寺区にお願いを始めたのは平成7年でございますが、そのころは周辺大字には一度も足を運んでおりませんでした。で、町長が就任後、古寺区に改めてお願いをするというタイミングに合わせまして、これはやはり周辺大字も同時に説明する必要があるということで、周辺大字に出向いて説明をさせていただいております。今現在も説明を続けさせていただいているところでございますが、さきに古寺地域に決定をいただいて、これから周辺大字の詳細な交渉に入っていくという段階に入っておりますので、このあたりは各大字ともそのようにご認識いただいているというふうに思っております。

それから、施設の検討委員会の住民推薦の専門家ということは考えておりません。事務当 局で選定をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もちろん検討委員会でのいろんな資料につきましては、議会の方にもお出しして、もちろん最終決定に至るまでに数回議会の方、あるいは地域の方々にお入りいただいて、

それらの専門委員の方々と意見交換をしていただく場を十分設けていきたいというふうに思っております。

それから、用地、文化財の遺物散布地であることは十分承知をいたしております。ことしの当初予算の用地取得特別会計にも一般会計でしたか、文化財の発掘調査費を計上しておりますので、そのことは議員ご承知いただいていることというふうに思っております。

3. 7~クタールが広過ぎるというご意見につきましては、今現在の清掃センターの施設 用地が1. 8~クタールでございまして、ごみ処理施設に要する最近のごみ処理の形態から いたしますと、今現在の清掃センターの施設をごらんいただきますとわかりますように、施 設内がなかなかきれいに配置ができなくて狭い状況になってきているということからいたし ますと、2~クタール程度はごみ処理施設に必要であるというふうに思っております。

それから、今現在の清掃センターの隣にあります西グラウンド、西体育館につきましても、これは清掃センターと同時に地域還元施設として計画されたものというふうに受けとめておりますので、今回の施設につきましても、3.7~クタールが広過ぎるという意識は持ってございません。以上でございます。(5番議員「まだ漏れている、答弁が。」)

- 議 長 何が。(5番議員「答弁漏れているので再質問じゃないですよ。むだ遣いの分について撤回していただきたいという点。それから、基本合意について反省をしているのかどうかという点。それから、これからも詳細に説明していくということですが、具体的に、じゃどのような形で説明していくのかということも聞いております。それから、住民の方の公募で入れてほしいということについてもお答えをいただいておりません。専門家の方ですよ、お答えいただいたのはね。以上、ちょっと抜けている分を先ご答弁をお願いします。」)新清掃センター建設室長!
- 新清掃センター建設室長 古寺区の方々と話し合いを進めていくということは、姿勢としては全く変わってございません。今後も十分話し合いをしていきたいというふうに思います。 (5番議員「具体的にどういう形でって聞いているんやけど。」)だから、先ほども申し上げておりますように、処理方式検討委員会を開催して住民の方と十分話し合うという場面も何回も出てまいりますので、それらの場面にはご参加をいただく、あるいは施設見学に十分全員ご参加いただく、いろんな場面を考えております。

それから、施設の検討委員会のところに一般公募で住民の方に入っていただくということ は考えてございませんで、候補地周辺大字からお入りをいただくというふうに思っておりま す。以上です。

### 議 長 町長!

**町 長** ただいま松野議員から期限厳守のことについてお尋ねをいただきまして、私は、昨日お答えをいたしたことについてもう一度ご説明を申し上げたいと思います。

17年6月30日、南3丁目は何としても期限を守れと、これには議員同意のもとで和解をしているわけでございまして、町としてはこの和解を守る、これは当然なことでございまして、役所が日にちを守らないようではだめでございます。私は守らせていただきます。17年6月30日以降はごみを持ち込まない。そういう施設づくりを今しているわけでございます。

ところが、南3丁目の一部の人は、新しい施設づくりをスタートしている役所の姿を見て、これなら少々期限をおくらしても受けてもいいのではないかと言う人が中にはあるのでございまして、私はそういう人のために、あえて町内に施設があるのに他の町に委託することも、多額の費用がかかることでもあるし、ご相談を申し上げる。どちらが適当かどうか議員の皆さんとご相談を申し上げる。このことを申し上げているわけでございまして、期限を守らないとは言ってない。相手の自治会とよく協議をして進めさせていただきますと、期限は守りますということを申し上げておる。他のところへ、また他府県にごみを処理をしますと多額の費用がかかりますし、その費用が、差額分はむだ遣いになるということを私は申し上げているものでございまして、絶対期限を守らないで3丁目にさらにお願いしようという気はありません。話し合いの用意があると。また、議員の皆さんにもご協議をさせていただきたいと思っているとろでございます。

- 議 **長** 各議員に言います。この基本合意についてはごみ特別委員会、そして全員協議会等でほとんど質問を受けましたので、この基本合意については省略していただいて、この補正予算のみ質問していただきたいことをお願いしておきます。以上です。(5番議員「関連質問。」)いや、もう関連も何もないです。 5番議員!
- 5番議員 この基本合意の成立に基づいて、基本合意に平成15年3月31日かな、までに機 種の選定するということがある中で補正予算を緊急に組まれたんですから、全くこれは大き く関係するので、議長の今のご忠告については理解、同意しがたいということを加えておき ます。

それから、先ほど期限について町長の方からそういう声もあるので相談を申し上げるということを言われたわけですけれども、そういうちょっとぶれが、やはり大変住民に対して不信感を呼ぶところなんですね。とりわけ古寺の方に対しては、やっぱり幾ら和解してもいろ

んな形で、また何やかんやということで法期限を守ってもらえないということになってしま うんじゃないかと、こういう不安はより一層古寺の方に重くのしかかります。これから先ず っとのことなってきますので。ですから、ここではっきりとそういうことも排除して期限を 守って、いろいろな方法があるわけですから、委託でもしていただいたら結構なんですから、 その費用をむだ遣いという、そういう観点自体がやはり住民に大きな不信感を与えますので、 ですから私は、そのむだ遣いという考え方は改めていただきたいということで撤回をお願い しているところでございます。

再度、誠実に本当にごまかしのないような形でやっていかなきゃいけない。そして、それも大変繊細な中身になってまいりますので、住民の皆さんの感情を傷つけるような、そういう言葉遣い、そして話し合いの仕方はやめていただきたい。再度お願いをしたいと思います。それから、先ほどの基本合意に至る経過についていろいろな問題点があることを指摘してきているわけですが、そういう問題点を積み残したままどんどんどんどん物事を進めていくということについて、やはり大きな不安をお持ちです。ですから、再度古寺区の住民の皆さんすべての皆さんの意見を収集する努力は、当然町の方がするべきなんですね。だから、その点を具体化してほしいということを私の方は繰り返し言っているわけです。

先ほど検討委員会の方に来ていただいてということもおっしゃっておられますけれども、 検討委員会の施設の問題だけではなく、もっと幅広くいろいろな条件、あるいはいろんな角 度からのご意見を丁寧に収集をして、そしてそれを公に報告をしていくことが大変今求めら れているやり方なんです。ですから、ここはもう抜いていただいたら困るんです。ですから、 具体的に古寺区住民の方、すべての方に再度説明をして意見の収集を図るということについ ての方策をお聞きしたい。再度お願いをしたいと思います。

それから、周辺大字の同意についてなんですけれども、このままどんどん進んでいきますと、周辺大字の方の合意とられてないままで、できてしまうということにもなりかねないなと大変心配をするところです。その周辺大字の合意とらないとできない部分もあると思うんですけれども、その部分はどの辺で線を考えておられるのか、お聞きしたいと思うんです。

それから、検討委員会なんですけれども、私は今の状態でいきますと、本当にRDFでもいってしまうということになるだろうとほぼ確信を持っているわけです、今までの町の姿勢を見ていますとね。ですから、この点については大きな声に振り回されないように、毅然とした対応が町民の信頼を得る大きな要素になってくるわけですから、その点についてどのような決意で対応されていくのか、町長に一言お聞きしておきたいと思います。

それから具体的に、なぜ、じゃ住民推薦の専門家を入れることができないのか大変不思議です。いろいろな民主的にやっているところでうまく解決しているところは、住民の公募とか、あるいは住民からの専門家の推薦を受けて委員構成しているわけです。ですから、本当にスムーズに真剣に運ぼうと、幅広く白紙の状態で検討していこうというのであれば、住民推薦の専門家も、それと住民も公募で、本当によく勉強なさっていますから、私はそこまでわからないぐらいな勉強をよくされておりますから、そういう方も何人もおられるんですから、そういう形をつくっていくことこそがスムーズに早く解決をする道筋だと思いますが、再度お聞きをしたいと思います。

それから、傍聴の方なんですけど、これは意見交換の場を設けるということなんですけれ ども、議員の方としても大変責任もあります。住民の方も大変関心があることですので、ど っちみち資料の方も全部出していただくということですから、当然傍聴はさせていただいて 当たり前だと思いますので、傍聴できるように再度お願いしたいと思います。

あと、用地の問題につきましては、今後古寺区の住民の皆さんのご意見もよく収集していただいて、やはり本当に古寺区の住民の皆さん良識ある方で、この広陵町の財政120億も新たに上乗せして施設つくっていいのだろうかと、大変ご心配していただいているんですね。ですから、そういう点も含めて詳細に、本当に皆さんの良識が発揮できるような、そういう雰囲気と形態をつくっていただきたい、重ねてお願いをしておきます。

# 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 まず、期限の17年6月30日のことにつきましては、町長が申し上げたとおりでございます。この法理念といいますか、17年6月30日の操業期限を迎えた段階で新しい施設のめどが全く立っていないという状況であれば、その日をもって操業を停止すると、これが和解の原則でございまして、なぜこの操業停止を求める和解に馬見南3丁目と町が調印したのかといいますと、今の施設をほかの地域でつくりなさいということが前提でございますので、町長が申し上げましたように、その17年6月30日の期限を迎えるまでに新しい施設のめどが立ったときに、不足する期間についてどうするかというのは議会の皆さん方と相談をして、3丁目にお願いもできないのかということも出てくるということを想定しての発言でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

地域に出向いて説明する中でやはり地域間の対立構造を生むと。馬見南3丁目がそのような訴訟を起こすから我々がこんなに苦しむんだという、今候補地としてお受けいただく古寺区の悩みというのはそこにあるというふうに思っております。周辺地域に出向きましても、

ごみをたくさん出す地域の近くでごみ処理施設をつくれというような声もたくさん寄せられます。ただ、共通して言えますことは、ごみ処理施設はどこかに必要だということはどなたもご認識いただいております。そんな中で、今古寺地区あるいは周辺地区に、ここに、古寺地区に建設をさせていただきたいということでお願いをして、古寺区の方の基本合意に至ったということでございます。

それから、住民推薦の委員につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

検討委員会の傍聴等につきましても、傍聴そのものが必要かどうかということも含めて、 検討委員さん方と懇談をいただく機会を、回数を持たせていただく。傍聴の件につきまして も、立ち上がった段階で町長と相談して決めていきたいというふうに思います。

それから、120億円という経費でございますが、これはごみ処理施設だけの経費ではございませんで、いろいろな道路、農免道路の交通安全対策費、それから道路の拡幅、古寺地区の環濠の整備、あるいは公民館の整備といったことで、地域の資産として残る経費でございます。これはやはり町の財産になるわけでございますので、すべて有効に使っていただけるように計画を立てているつもりでございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 4番議員! (5番議員「ちょっと待って、まだ答弁してない。具体的な住民との話し合いの形態を繰り返し質問しているんですけど、すべての古寺の皆さん、それと周辺大字の方の同意を、言うたらとれなかったら、ここまでで計画とりあえずストップしていかなきゃいけない。そう……。」) (「そんなん、もう3遍とったらしまいやで、そんなんほんまに。」) (5番議員「言うたら線ですね、どこにあるのかですね。だから周辺大字の同意がとれなくても全部進めてしまうのかどうか、その辺のところ、どこでストップしておくのかと。いや、質問したのに答弁してないから。そこのところを。」)

今のに答えてください。 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 周辺大字の方々にも申し上げております。周辺大字の皆さん方にも ご理解をいただけるように町としては取り組むということでございますので、同意をいただ けるように頑張りますので、よろしくお願いしたいと思います。

法的には、同意というのは必要ないとまで言われておりますけれども、やはりいろんな手続を踏んでまいる中で、やはり地域の方々に賛成していただけないまでも、やむを得ないと 思っていただけるまで我々が説明をしなければならないというふうに考えております。

それから、候補地の皆さん方にどのような説明をしていくのかということにつきましては、

今後場面場面、先ほども全員協議会の中で申し上げましたように、回数を重ねたいというふうに思っております。ただ、処理方式の検討委員会だけではなしに、環境アセスメントの実施に当たっても住民参加をしていただくということで、地域の方々にお入りをいただくと。それと、やはり専門家の意見を聞いていただく機会を、会合を持っていくということも考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

### 議 長 4番議員!

4番議員 まず、補正予算のところで、一般廃棄物処理検討委員会の謝礼のところで、5人の 5回分の予算が計上されているということだったわけですね。先ほどの説明では、各関係の 観点からの専門家を入れたいというようにおっしゃっています。これは機種選定を中心とし たいわゆる委員会ではないのかというように、なかったのかという理解をした上で今まで質 間をしてきたわけなんですけれども、結局は、機種選定というのはどのような過程で選定されていくのかというのがどうも不明確になっていると思いますので、再度その点は確認した いと思います。

それから、たびたび言ってきているわけですけれども、ごみ特別委員会や、また議員の研 修等を通じて、RDF及び炭化に対する機種の不安定さについては、引き取り先の問題が解 決できないということが常識的な一致点に達しているわけなんですね。もちろんこれは業者 が二、三年引き取るということさえあれば、国の補助金が得られるということが実態のよう であります。こういうことから言って、例えば昨年7月に古寺区が受け入れる場合の条件と いう形で、処理方式の方法で現時点でRDF炭化方式が最有力として検討中と、こういう形 で区民のところに配布されているわけなんですね。私たちは、このようなRDFあるいは炭 化に対する機種のその不安のところについて、どう取り除くのかという問題なくしてこの機 種選定というものはあり得ないというように考えているわけなんです。だから、そういう点 から言うと、いわゆる検討委員会での問題は、本当に公害のない安全な施設という観点から 広陵町に見合った規模の機種を選定していく、こういう決意が町当局に必要だというように 思うんですが、たびたび言っているように昨年のごみ対、あるいは全員協議会、12月議会 の経過等を見ますと、純粋に白紙で選んでいくという発言があったかと思えば、RDF炭化 を絞り込んだ専門家を選定するというような発言も見られたわけであります。そういう点で この機種選定についてはやはり白紙に戻って、広陵町に合ったものを専門家、あるいはまた 先ほどから出ている住民が納得できるような専門家も交えた形での選定委員会を立ち上げる ことを強く求めるわけなんですけれども、再度その点についてどのような認識なのかを聞い ておきたいと思います。

それについては、本会議においても埼玉県の大井町に視察に行った折の経験、ここにはい わゆる会社側のコネのないコンサルタントを導入して成功したという例をたびたび引き合い に出していますので、その点についての決意が必要だというように思いますけれども、それ とあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、この専門家について選定する方法、また選定の内容等について決定する前にやはりごみ対、あるいは議会、全員協議会等にその内容を知らせてほしい。これは緊急の問題ですから、緊急に対策を立てて取り組む必要があると思うんですが、そういう点についての確認はできるのかどうかを質問したいと思います。

それから、この選定委員会の問題で確認事項では3月31日というようになっていたわけであります。しかし、12月議会では4カ月程度かかるだろうと。これは短いという認識のもとで4カ月程度というように発言されていたわけなんですから、余りにも極端に短くなってきているというように思うわけですが、そのような短い期間の中で本当に住民が安心できる機種が選定できるのかという疑問を大きくしているわけですが、そういう点についての答弁も再度この場でお願いをしたいと思います。

それから、先ほどから出ている問題で省きますけれども、いわゆる南3丁目、あるいは大塚、安部等の協定遵守の問題であります。これについては、町長が具体的に提案をされたという点で一歩大きく前進したというふうに思います。しかし、結局はこの協定和解は、古寺区が今後の15年後の姿を見るものであって、どのような対処の仕方で解決するのかというのは早期に煮詰める必要があるわけなんです。言いかえれば、関係大字といわゆる和解遵守の方法等について具体的に早期に決定をする。いつまでその期限がおくれるかわからないというものではなく、わかっているわけですから、その期限を想定した中での関係大字との具体的な取り決めの執行を決めること、これが古寺大字に対する大きな信頼を得る一つでありますから、その点についてはきちっと早期に、関係大字と和解の遵守についての話し合いを始めていただきたいと思うわけですが、その点についてのご意見もお伺いしておきたいと思います。

それから、対立の問題で部長から出たわけですけれども、対立の問題は、当然来るのは嫌だという感情から出てくるのは当たり前の話なんです。それを対立として見るのは、町の過去の行政が余りにもずさんであったということからであります。南3丁目の焼却場においては過去2回も延長して、それもずるずる地元の意向を無視した形で引き延ばしてきた。こう

いう事実からも、具体的に住民間の対立というのは、本当に当然撤去しなければならないという当たり前のことを当たり前に扱ってこなかったことから、住民から南3丁目で再度おいといてもらった方がいいという素朴な意見が出るのであって、町はそれに対して毅然と、当然南3丁目及び大塚や六道山、その他関係大字との協定を守るという町の立場からいって、当然撤去することが当たり前なんだということを明確にすることが、もともと欠けていたからであります。

そういうような前提に立って、私たちはこの補正予算の問題に当たって、執行する段階に ついての不安を持っております。1つは、私たちは当然この土地の選定については、当初は 町民会議等で住民参加のもとに土地の場所を決めるべきだという主張をしました。しかし、 理事者側から古寺という具体的な場所の提案がありました。そういう中にあっては古寺の区 に納得してもらえるような、具体的に民主的な手続をもって、そしてその決定を行っていく。 当たり前の話をしていたわけであります。当然、当初古寺の役員の方々は住民投票というこ とが当たり前の観点から話しておられました。そしてこれは当然尊重すべき問題だ。だから こそ古寺の、あるいは関係住民の全住民が、本当に住民投票していただいても賛成してもら える、あるいは納得してもらえるための町の努力が欠かせない、このことはたびたび再三要 求をしてきたところであります。しかし、今回区の役員さんがかわられて、区民投票は必要 ないという立場をとられた役員さんが多数を占めておられるわけであります。私たちは、当 然区の運営については議会がとやかく言う問題ではありません。そしてまた、区が住民投票 するかどうかは、区自身が決定する問題であります。そういう点の立場に立ってなお、例え ばこの2月には再度区の役員改選がある。そういった場合にどんな事態に遭遇するかわから ない。町はあらゆる努力を払ってこの古寺区に納得いただけるような体制をとる必要がある わけですから、現時点においても、なお住民投票を求めておられる区民がおられるという立 場から言って、その対策を講じる必要がある。このことを私たちは強く述べているわけなん であります。そういう立場から、現時点で今ここで審議している内容についても、先送りし て執行する段に当たっては当然古寺区民の多くの方々の賛同を得なきゃならないわけです。 バス借用して視察に行くについても、そのとおりであります。そういうことを今現時点でや っていくこと自体が、古寺区あるいは関係住民の信頼をかち取って、困難な問題にぶち当た っても解決できる、そういう前進を保障するもんだという立場から、私たちはこの今執行す る補正予算についても、基本合意についても、古寺区民の全住民の、町が責任を持った場所 での説明会を再三行うべきだということを述べてきたわけですが、そういう点での理解をし

ていただいているのかどうか再度お聞きしたいと思います。

それから、この執行に当たっての問題については、本当に町がこの予算、莫大な予算が使われるわけですから、古寺の区民の個々の気持ち、個々の感情を踏まえて、一部の強権的な発言で引っ張られることのないような行政の責任というのは明確にすべきであります。これは当然、全町民に責任を負った立場であります。古寺区民の要望を受け入れるという当たり前の問題でありますけれども、そういう当たり前の要望をどう協議して解決していくのかというのは、町の執行における立場でありますから当然だと思います。そういう点での決意を持った取り組みがなされているのかといえば疑問に思わざるを得ないわけですので、再度その点についての決意をお伺いしたいと思います。

それから、この土地鑑定の問題については、買っていただく方々には高い方がいいというのは、これは当たり前の話なんです。公共工事というのはそういう点で高い傾向になっていくというのは、これはもうやむを得ない部分があるわけですが、現時点では、既に10万を下らないとか、あるいは15億を割ってみると坪12万ぐらいになると、そういうような程度のもんだからという形での地元での、どこから出ている意見かは知りませんけれども、あるというようなうわさを聞いております……。

- 議 長 寺前君、もう少し短くまとめてください。
- 4番議員 こういう点で鑑定については、各種の鑑定方法があるわけですから、その鑑定依頼 に当たっては、いわゆる客観的、全町民的に納得できるような客観的な鑑定方法が貫かれる、 そういう立場での鑑定委託することについて、どのように認識を持っておられるのかを聞い ておきたいと思います。以上です。 (「部長に聞きたいこと、何聞いているかわからん。」)
- 議 **長** 何かわかったかい、質問。何か弁論大会やっているような感じやけど、まとめて言 わんから何のこっちゃわからへんがな、聞いている者も。

じゃ、部長、わかる範囲で結構です。 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 たくさんご質問いただいて、ちょっと絞り切れないで答えるのが難しいかなと思うんですが、機種選定につきましては、古寺区に提案をさせていただいておりますのがRDF施設であるということは、これはもうグリーンプラン等でも、議会の方もご承知をいただいているということでございます。ただ、RDFの処理先等の不安定さがあるということももちろん承知をいたしております。そのような中で、すべての材料をそろえて議会の方とご相談を申し上げ、地域の皆さん方のご意見もお聞きしながら、最終的に処理方

式を決定したいというふうに考えております。

検討委員会の委員につきましては、機械工学だけを選べというふうに聞こえるわけなんですが、やはり処理方式を決めるのには、それによるやはり公害対策というのは一番大事でございますので、いろんな分野から選ばないと機種は決まらないというふうに認識いたしております。

それから、南3丁目との和解の件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、(4番議員「具体的な関係住民との協議。」)協議は、定期的にやっておりますので、また近々、町長の方から報告をさせていただく機会をつくりたいというふうに思っております。

それから、古寺区の役員改選の件につきましては古寺区の問題でございますので、我々がとやかく申し上げるべきことではないというふうに思いますが、議会の方でそういうご意見があるということは、区の役員さん、区長さん、あるいは区の役員さんにお伝えをしていきたいというふうに思います。(4番議員「町は関係ない。区の役員さんは私が言っている話なんです。運営については、私たちは一切タッチしてないという立場ははっきりしているわけですから。」)ええ、だから、そういうご意見をいただいているということを区の方にもお伝えをしたいと思います。(4番議員「部長、説明の問題ですよ。」)はい、もちろんそのことを申し上げております。(4番議員「町が区民に対する説明をどうするのかという問題。そういういろいろな不安定要素がある中での。」)

それから、土地の鑑定でございますが、もちろん公共工事でございますので、不動産鑑定 評価をとって決定をしたいというふうに思います。以上です。

# 議 長 もっとまとめて、頼むよ。 4番議員!

**4番議員** 結論だけ。1つは、機種選定委員会についての専門家の詳細ないわゆる選定に至る 過程について、決定する前に知らせてほしい。まず、これが1点。

それから、鑑定については、鑑定方法はたくさんあるんです。いわゆる実売価格決定、あるいはまた路線価による価格決定、あるいは比例地、いわゆる他の土地の売れた価格を見ながら決める決定、いろいろ決定方法があるんです。しかし、客観的な決定という問題については、公共工事に使われるような部分について、その実績を使っていくとどうしても高い傾向にある。こういう問題がありますので、そういうことを加味した上で全町民が納得できるような価格決定の方策をとるいわゆる鑑定の委託をすべきだという問題なんですけども、その点についてどうなのかということなんです。

それと、私は町長が期限、いわゆる南3丁目、大塚等々の関係大字の期限に対して遵守す るという形での具体的な話になったこと、大いに評価しているわけなんです。ただ、今具体 的にその問題を話をして、その後については1年以上はもうおくれるんだというのはわかっ ているわけですから、この時点でのどういう形で決定するのかというのは、協議にした上で 具体的に煮詰める必要があるんです。それが古寺の期限を守るかどうかという問題の一つの 保障になるわけなんですから、そこについて今言っている口頭だけじゃなくて具体的な内容 提示を、古寺区も納得できるような、なるほどこういう形で15年の後には解決するんだな と、こういうことを具体的に提示する絶好のチャンスなんですから、その点について具体的 に言うべきだということを言っているわけなんです。そういう点で、南3丁目初め関係大字 と具体的に始めていって、どういう形でどういう時期にその提示する内容を決めるのかとい うことを聞いているんで、その具体的な内容を、決意を述べておきたいということなんです。 それからもう一つは、先ほど私言っているのは、古寺区が役員さんを決めるのは古寺区の 方々の問題であって、その方々がどんな方法をとるかというのは、その方々が決めることな んです。それに対してとやかく私たちは言うつもりは全くありません。ただし……。(「言 うているやないか。」)いや、ただしですよ。(「何をとやかく言うているんや、そした ら。」)とやかく言う必要ありません。ただし、前回の役員さん方はいわゆる区民投票で決 めるとおっしゃってた。今回は区議員さんで決定するというように決められた。こういうよ うな決定方式は古寺区自身においても動くものなんです。だからこそ、今度の2月に役員改 選がある。これはどういうような形になるか、私は知りません。しかし、あらゆる場面を想 定して、今古寺区民の方々にも、区民投票があったとしても自信を持って区民のその方々に 納得してもらえるような方策、つまり今声上がっている形で町が責任を持って住民に直接語 りかけて具体的に説明をしていく。区の役員さん方に任せ切りにならない方法を今もとるべ きだというふうに言っているわけなんです。それがあらゆる場面を想定して、何としても古 寺の地域にこのごみ焼却場を設定していただきたい苦肉の策の努力の一つのあらわれではな いかというように私は言っているわけなんですから、そういうすべての設定を今現時点にお いても考えた場合に、古寺区民の方々に直接、この補正予算が通る通らない、基本協定がど うこう言う前の姿勢に戻っていただきたいということを重ねて言っているわけなんですから、 そういう認識に立っているかどうか改めて聞きたいと思います。

それから、これは12月議会にいただいた特別委員会での新清掃センターのスケジュール表ですね。この中で整備計画作成書というのは平成15年5月から出発するようになってい

るんですね、ここでも。この当時はそういう段階の認識だったんです。そういうような認識に立っていながら、ころりと変わる。これは当然古寺の役員さんが納得していただいたということでしょうけれども、そういう短い形の中で、これは全員協議会とかごみ対で意見を言っていますので省きますけれども、区民の皆さん方の今現時点で聞いている内容と余りにも違うではないか。町はなぜこういうような設定をしながら、あえて説明を省略するような姿勢に転換しているのかという問題なんです。そういう点についても、このスケジュール表とあわせてお聞きしておきたいと思います。以上です。(「もうええやん、答弁ええやん、もう。」)

- 議 **長** 答弁あります。(4番議員「そら、あるやろう。具体的な話ししているんだから。」) 新清掃センター建設室長!
- 新清掃センター建設室長 古寺区との話し合いについては、先ほども申し上げましたとおりの 方針で、今後も精力的に地元の方と話し合いをしていきたいということに変わりはございま せん。基本合意の締結は、村として十分な手続を踏んでやっていただいたものというふうに 受けとめております。

それから、整備計画書の提出につきましては、今この基本合意ができて作業を進めまして、 平成16年度に国庫補助を受けるという予定でのスケジュールでございます。と申しますの は、やはり環境アセスメントを終了しないと、ある程度中間段階でなく、半分以上終わった 段階で国にそれを添えて報告をして補助金の申請をしなければならないという日程的なもの がございますので、16年度に補助金をつけていただきたいという作業をすべて終えたいと いうふうに思います。実際の事業は、16年度から17年度にかけて建設工事を始めるとい うことになります。以上でございます。(4番議員「専門家の詳細な選定理由のとこ、専門 家の詳細な選定理由を決定前に明示してもらいたいということ。」)

## 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 また、ごみ特別委員会に必要な事項についてはその都度ご報告を申し上げて、ご協議をしたいという姿勢に変わりはございません。 (4番議員「3丁目と具体的な期限停止の話し合い。」) (「そんなもん問いやないかい、まだ答弁。」)

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 まだまだこの作業を進めていく中では不透明でございまして、作業 手順が今1年以上おくれそうやということを申し上げております。ただ、やはりこれから用 地交渉や発掘調査、いろんな事業を進める中でどのような問題が発生するかもわかりません。

そんな中で期限を確定して話をするということはできませんので、今の段階での話だけを、 報告を申し上げたいというふうに思います。以後のことにつきましては、現実的な問題にな ったときに具体的に議会ともご相談申し上げるというのは、前々から申し上げているとおり でございます。

### 議 長 4番議員の質問は終わりました。 14番議員!

14番議員 共産党の議員さんから、いろいろこれから先の問題を指摘をいただいておるわけでございます。きょうのこの補正予算が議会で議決をしましたら、町長以下理事者側も非常に動きやすい。またそういう意味で、私たちはこの補正予算を賛成いたしまして、そうして共産党の先ほどからいろいろ指摘があったようにこういう点についても、また共産党の議員さんもこの町政に参加する以上反対ではない、賛成だと私はこういう解釈をしております。よって、この補正が議決しましたら、生まれ変わったように動きををひとつ変えていただきたい。補正予算組んだら、何と役場の職員、町長以下よう動いてくれたなと……。

議 長 松本さん、わかりました。

14番議員 こういうことで……、ちょっと議長。

議 長 わかりました。

**14番議員** あきません。そういう動きをひとつ町民皆さんにも見せていただくように切にお願いを申し上げまして、ご意見といたします。終わります。

# 議 長 ほかにありませんか。 3番議員!

**3番議員** 先ほど山村部長のお話の中で、3丁目が訴訟をしたから新処理施設をつくらなければいけないんだというふうな声が住民の中で起きているとかいうふうなことを言われているわけですけども、そのときの町の対応ですね、どのような対応をしていただいているのか、まずお聞きしたいと思います。

住民が裁判をして町を訴えようということは、非常に大変なことなわけですね。一大決心をして、大変な決心をして裁判になにしてきたということがあるわけです。それに対してはやはり今までの町の姿勢、町の対応のまずさということが一番の原因であったわけですね。それを住民の方々にどのように説明をしてくださっているのか、このことにつきまして町の姿勢、また今までの説明ということに対してのお聞かせを願いたいと思います。

それから、環境アセスなんですけども、これの内容、今先ほど住民参加の環境アセスもあるということで言われていたわけですけども、この環境アセスの内容につきまして、もう少し具体的に聞かせていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどから古寺地区の住民の合意の取り方につきましては再三再四申し上げていますので、細かいことについては省きますけれども、合併問題では50人会議という形で住民の方々の意見を尊重していただくという、聞いていただくという非常に貴重な経験を、この広陵町としてはとっていただいたわけです。そういう住民の声を聞くという姿勢が、今回の処理施設の問題では非常に施設の検討委員会の中でも、また古寺地区の住民の合意の形成の中でもとられていなかったということが非常に残念に思うわけですけども、今後のこの50人会の経験をどのように生かしていかれるおつもりなのか。特に今後の古寺の、先ほどから寺前さんからも言われている役員の改選も、古寺の中の体制が変わるということもあり得ることだということも考えた上で、住民合意というのをどのようにこれからやっていかれるつもりなのか、確かに50人会での受けられた教訓というのですか、それをどういうふうに理解しておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 3丁目が訴訟したからということではなしに、和解があったので新しい施設をつくらなければならないという事実に基づいて、周辺大字に説明に伺ったときにそのようにおっしゃるということを申し上げているわけでございます。で、今の清掃センターが建設に至った経過につきましても、やはり馬見南3丁目は、その当時は存在はいたしませんでした。その当時存在した六道山、大塚、安部、平尾、別所地区というのは、非常な反対運動を展開されたという歴史的な経過もございまして、平穏無事に今の清掃センターができ上がったということではないということも、周辺大字に説明に伺ったときにも申し上げております。どこかにつくらなければならないということを十分ご理解いただきたい。今まで25年間操業を、今現在のところで操業させていただいたと。その周辺の地域のご理解とご協力があってできたということもご報告を申し上げております。そういった点では、どこかにつくらなければならないということは、理解はすべての方にしていただけるわけなんです。できるだけ近くに来ない方がいいという思いは、どの地域に出向いても同じ考え方であるということを私が申し上げているということでございます。

それから、環境アセスの内容につきましては、詳しくはまた特別委員会の方にも、こういう内容で調査しますということは随時報告を申し上げたいと思いますが、現況の調査を行うことと、それから施設の処理方式が確定いたしましたら、それによる影響予測も含めて調査をするということになります。調査項目は、現況調査は大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、景観、その他ということになっておりますので、それを、影響予測を含めて調査をす

るということで、具体的にはまた特別委員会の方でお示しをしたいというふうに思います。 以上です。

- 議 **長** ほかに。(3番議員「50人会議の経験。」)何て。(3番議員「50人会議の経験。」)50人会議の成果。(3番議員「経験を、どういうふうに今回生かすつもりになっているのかということでさっき……。」) 新清掃センター建設室長!
- 新清掃センター建設室長 50人会議、市町村合併に関する50人会議のことをおっしゃっていると思うんですが、その精神はこの事業についても同じだというふうに思います。で、住民の意向、意見をどのように吸い上げていくのかという理念、精神というのは町長にとっては全く同様と。組織をつくるかつくらないかだけだというふうに理解をいたしております。

#### 議 長 2回目。 3番議員!

- **3番議員** 今の3丁目のいろいろな住民に対しての説明の仕方についてはおっしゃってくださったわけですけど、その前提にあるのが、和解があったので今回の新しい処理施設をつくるんだということの説明だというふうにお聞きしたわけですけれども、和解がなければ、今の3丁目のところでずっとやっていこうというふうに町は思っておられたわけですか。
- 議 長 またぶり返すのかな、そんなもの。
- 3番議員 それが、ちょっと今、その和解があったのでということで非常に……。
- 議 長 もっと前向きの話をせえよ、な。
- **3番議員** 非常にひっかかるわけですね。何か今まで、わかります。そういうふうな理解の仕 方を今までされてきたのかどうなのかということが非常に問題だというふうに思いますので、 そこのところはきちんとお答えをいただいておきたいなというふうに思います。

それから、環境アセスのことなんですけども、細かいことは結構ですが、住民が参加していただいて、環境アセスをしなければならないところがあるということで言われたんですけど、そこのところだけをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思っています。以上です。

#### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 和解がなければ、いつまでも続けるのかということではなしに、操業期限が決まってあるので、それまでに新しい施設をつくらなければならない、我々はその使命を負っているということを申し上げているだけでございますので、和解がなければいつまでも、施設があればつくる必要がないということになりますので、それはそのように受けとめていただきたいと思います。

それから、アセスは、住民参加がなければできないというわけではございませんが、環境

に対する、いわゆる公害に対する不安というのが地域の方々に一番大きいというので、できる限りこの調査項目、内容、方法等について、住民の皆さん方に情報を開示して、調査をして、結果もお示しをして、安心していただける方法をとりたいという趣旨でございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

### 議 **長** 質疑ありませんか。 7番議員!

**7番議員** 先ほど山村部長が答弁された中で、平成16年の何月ごろに補助申請を行うということ言われたんですけども、ちょっと日、何月ごろですかね、済みません。 (新清掃センター建設室長「それだけでよろしい。」) いやいや。それを何月ごろかというんか、それを逆算して機種選定を最終いつまでにしなければならないかということの質問なんですけども、とりあえずそれで、そうしたら答弁いただけますか。

### 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 環境省の方のヒアリングが毎年10月あるいは11月に行われます ので、それまでに整備計画書を作成しなければならないということでございますので、整備 計画書の作成に入りますのは、特別委員会でお示ししましたのが6月から着手するというふうにしております。処理方式は、それまでに決めなければならないというふうに理解はいた しております。

# 議 長 7番議員!

- **7番議員** 区民等の施設の見学ということで、恵那市を先ほど述べられたというふうに聞いたわけですけども、いろんな、さまざまな質問の中での答弁の中で、これからスタートとか、これからというんか、これから始まりですとかいうような中で、今のこういう古寺に提示しているRDFについては白紙ですとかいうふうに私とらえたわけですけども、これから決めていくという中でというふうに受けとめたわけですけども、それが正しいかなと思うていいですかね―。それで、返事がないので、そのように理解をいたします。
- 議 長 返事がないとかじゃなくして、それを一つ一つ質問したら、こっちで答えるさかい に、問答やっているのと違うねん。委員会と違うさかいな。だから質問そこでやったら、こ っちがまとめて答えはるさかいに。 (7番議員「2回目やからね。」) はい、2回目やから、 特に気をつけていただきたい。
- **7番議員** はい。区の方からそういう視察の要望があれば、予算的にも補正をかけてふやしていくという答弁も伺っております。しかし、その期間は――期間と申しますか、処理方式の決定する期限はことしの3月31日ですよという非常に1カ月、まあ約2カ月ですか、2月

の中旬ということ、約2カ月余りで処理方式を決定するという中で視察も含めて、で視察の 方も区の要望でいろんなほかの方式、焼却とか溶融とかいう要望があれば、その都度行うと。 そこになおかつごみ対策委員、あるいは議員全員の方にもそういうふうな報告をするという ことで、非常に日程的には厳しいというふうに理解するわけで、先ほど言われた最終6月ご ろというふうなことで、そこまで延ばせないのかと。これは当然合意書を交されているわけ ですけども、ここで質問するわけですけども、この5番の中で、この基本合意書に定めのな い事項については必要の都度協議して定めるものということになっているわけですけども、 その1から4についてはもう全く変更しないのか、あるいはこれから――これからいうんか、 今後いろんな現場等を視察していく中で、面積的にも今の時点では3.7~クタールをお願 いしていると。お願いというんか、それは古寺区の方から言われたものか、あるいは町の方 から提示したものか、それと処理方式が3月31日ということで決まってますけど、書いて ますけども、これも町の方から提示したものか、あるいは区の方から提示されたものかと、 これも答弁をお願いしたいわけですけども、その中でこの1から4について2月の役員改選 で、新しい役員さんが選ばれ、繰り返しますけども、新しい施設等を見学されて、例えば変 わる可能性がなければいいんですけども、もしあった場合、そういうふうな対応をどういう ふうにされていくのかと。合わせて3点、私質問しているんですけども、お願いできますか ね。

# 議 長 新清掃センター建設室長!

新清掃センター建設室長 処理方式については、前からも申し上げておりますように処理方式、検討委員会で最終決定したいという思いは変わってございませんが、グリーンプラン等で周辺大字に提案をさせていただいておりますのは、RDF施設ということでご提案を申し上げております。町は、資源循環型社会の理念からいたしますと、RDF施設が一番いいというふうに考えて提案を申し上げておりますが、その利用先の問題等でいろいろな課題というのが出てまいっておりますので、それらを整理して皆さん方にすべて情報開示して、ご決定をいただきたいという考えは変わりございません。

それから、確かに日程等は厳しゅうございます。精力的に我々も作業を進めたいというふうに思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

それから、敷地面積3.7~クタールについては、町が地域の環境整備発展を願ってこのように提案をさせていただいたものでございますので、以上よろしくお願いしたいと思います。(7番議員「この処理方式の決定というんかね、日を決められたのはどっちの方から決

められますのか。」)あっ、いずれも町の方から提案をさせていただいております。町から、 この内容で合意を、締結を願いたいということを提案させていただきました。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

- 議 **長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 討論がないようですので……。(「議長。」) 討論ですよ。討論ですよ。(「はい。まず討論の前に緊急動議ということで提案をお願いいたします。」) もっと早くお願いした いと思います。 7番議員!
- **7番議員** 緊急動議ということで議長のお許しをいただきましたので、発言をいたします。付 帯決議をお願いいたします。
- 議 **長** 何の付帯決議か内容を、内容をですね――内容ちゅうんかタイトルを言うてもらわ にゃ、付帯決議何のやっちゃわからへんわけ。
- 7番議員 ちょっと打ち合わせ……、ちょっと待って。
- 議 長 何のや。(「何でも構へんや。」)何でもええことあらへんよ。
- 7番議員 もとい、今の発言は取り消しいたします。 (「かわってもらおう。」)
- 議 **長** かわってもらおうって、そんなややこしいこと。教えたってくれ。教えたって、だ から教えたってくれてもええから、許可するから。そんなややこしかったら、もう取り消す か。取り消し、すべてを。
- 7番議員 はい、今の件は私取り消します。
- 議 長 すべてをね。
- 7番議員 はい。
- 議 長 はい、結構です。(発言する者多し)(「動議、動議。」)だからさ、今言うたやろう。教えたってくれたら……。(「言うもんが違ってしもうたんよ。」)何がや。(「動議。」)何を言うてるのよ。もうちょっとしっかり打ち合わせせえ。じゃ、今回だけ許しますよ。 5番議員!
- 5番議員 継続審議をお願いしたいと思います。といいますのは、先ほどから……。
- **議 長** 説明は構へんねん。
- 5番議員 何で。
- 議 長 後でどうするか……。

ただいま松野君から補正予算継続審議の動議が提出されました。本動議に賛成者はおられますか。

(はいの声あり)

**議 長** この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

補正予算継続の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。 この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 **長** 起立少数であります。よって、この動議を日程に追加することは否決されました。 以上です。

次に、討論ありませんか。 5番議員!

5番議員 継続審議の方が、残念ながら否決されてしまいました。この補正予算につきましては、私の方といたしましては、可決をさせていくのが基本的な立場でもっているわけでございますが、今いろいろな質疑の中で、やはり古寺区の今の確執をなぜ生まれたのかという部分につきますと、やはり町の方がもっと住民に丁寧に説明をして意見収集をしてこなかった、ここにあったのではないかと思いますので、こういう点について今後急ぎ、すべての古寺区の住民の皆さんの意見収集をしていくということをぜひしていただきたいと思います。それが賛成をしていくための大きな条件になってこようかと判断しているところでございます。

これにつきましては、議員の皆さんの賛否が今問われるわけですから、議員の皆さんの良識を発揮していただく場でございます。議員の皆さんはこの清掃センター、本当に新しくつくっていかなきゃいけない。私も、それは当然強く認識し、推進する立場ではありますが、やはり上からの抑えつけた形で強引にやっていく手法は、住民無視の仕方は本当に時代にも合いませんし、そして住民の皆さんの本当に怒りを買うところになるわけでございますから、手続の問題として再度仕切り直して、住民の皆さんの声を丁寧に聞いていくことについては最低限同意していただけるのではなかろうか。議員の皆さんの良識を発揮していただける場ではなかろうかということを強く期待をするところでございます。

それから、新しい施設につきましてもRDF施設にこだわらずに、先ほども質問させていただきましたが、明確な答弁が全く返ってこないわけですけれども、大きな声に振り回されるような、そのようなやり方では町民の信頼は失墜してまいります。本当に住民の皆さんも自信を持って、ああ、これしかないんだというところまで徹底的に議論をしていくことがど

うしても大切でございます。今の経過の中を見ますと、強引にRDF施設になっていくだろうというふうに疑わざるを得ない、こういう状況であります。ましてや、先ほど寺前議員も言いましたように、12月の最終議会の日にありました特別委員会の中で出されました事業スケジュールは、平成15年6月から9月いっぱい、4カ月かけて施設の内容について検討するという出したばかりなのに、それの舌の乾かぬうちに平成15年3月31日までに施設の種類を決めるんやと、こんな基本合意をされるのは本当に議会無視も甚だしい。信頼できない状況ではないでしょうか。そういう点におきまして、平成15年3月31日までに決定をするということについても、大変な無理があるということを指摘せざるを得ません。これについても慎重に期間の延長も含めて検討していくことが求められております。

これについても当然特別委員の皆さんは、1カ月もたたない前にこの事業スケジュールについて説明を受けていたわけですから、その特別委員のすべての皆さんが、このスケジュールを既にほごにされたということになりますので、到底この問題については賛同できないのではなかろうかというふうに思いますので、このような意見を十分に加えていただけますような形であれば、私の方は賛成をしたいと思います。ですから、これは意見として提案をさせていただき、討論にかえたいと思います。

- 議 長 どっちや、ちょっとどっちや。賛成か反対か。だから、あんた方は継続審議をする ことに対して動議を出されたということは、この本案に対しては反対ということやろう。反 対の意思をやっぱりきちっとせんことには、住民に対しておかしいのん違うか。だから反対 なのか賛成なのか、三角みたいないんだから。じゃ、どうなんだ。反対か。反対やろう。反 対なら反対という意思表示をせな。
- **5番議員** いやいや、だからその状況によりまして、後で付帯決議を提案していただく予定が ございますので、それが可決されれば私どもは賛成をさせていただきたいと思うんですけれ ども、ですから、そういう討論の中でそういう態度を明確にさせていただいたところです。 で、もしそういうことでなければ、残念ながら自信を持ってこの補正予算を通すことはでき ませんので、退席をさせていただく予定でございます。
- 議 長 反対があります。(「退席。」)退席して結構。

じゃ、反対者がありますので……。(4番議員「反対と違う。付帯決議を言うている、付帯決議。」)何を付帯決議やて、じゃ賛成討論。 12番議員!

**12番議員** 南3丁目の住民として、南3丁目の議員としまして、また南3丁目に住んでいる 者としまして、また南3丁目で私みずからがあの清掃センターにごみを持っていって、そこ

で燃やしているんやと、これは歴然と違いないものとして今回のこれについて討論させていただきます。

今回、この南3丁目からいうと再延長、再々延長どころか、間は協定もなしに今の焼却をしていたという、これもまた紛れのない事実でございます。もうこのぐらい3丁目でもったらいいじゃないかという思いもあるのも事実でございます。私は常にこの11年間この議場で申し上げたところでございます。それは町長もかわりました。理事者の皆様もかわりましたけど、私が11年間一番長くいて、この問題に取り組んでいたところも紛れもないことでございます。おかげさまでこの頭はすっかり薄くなってしまったと、このことは先ほども申したことでございます。

問題は次のところに、清掃施設は絶対必要なんです。次のところにつくっていただかにゃ いけない。これも再三申しておりました。そして、早くこの新しい案をスタートしなさい。 これはなぜかというと、いわゆる裁判訴訟、それの決が追われていると、こういうことにな っている非常に心労もあります。平成17年6月にはストップにするんやと。何か人ごとみ たいに言うんやけど、もしそれをストップしたら、そらよそに持っていくとかいろいろある んですが、町内のことにも――ちょっとちょっと、ちょっと黙っておきなさい――ことに非 常にいろいろ心労をおかけしまして、次の予定候補地の方に大変心労をかけている。また、 非常に大きな悩みがある。また、いろんな意見も来てある。こういうことも聞いております。 私は、この予算案にまず賛成なんですよ。賛成なんです。早くスタートしてほしい。ほんで、 先ほどから共産党の方も、また吉田議員も言っております。これにいろいろやはり地元住民 のお話も十分聞いていただきたい。また、その炉についても、不安のないような炉に選んで いただきたい。このような内容も聞きました。その内容について私は第1回目の総括質問と いうところで、1つ、十分聞くのか、2番、新しい機種の内容どうなのかということで町長 にもお答えをいただいたところでございます。付帯決議をつけたらどうだという意見も聞き ました。私も付帯決議、そらつけたらいいとは思うんですけど、内容的には先ほどの町長な り回答も十分もうております。ほんで、その付帯決議をこういうふうな、別にこれね、私ち ょっと賛成討論の中でこういうようなこと、付帯決議まで、これは難しい、いえば、こうい う内容的に……。

議 長 もうええ、わかりました。賛成ですので、わかりました。

**12番議員** 内容的にこういうものをつけてですね、内容的には十分この議事録にも残していただいていると思いますので、そういうところですね、私は賛成の。私、予算賛成なんです

よ。だから、そういうこと意見聞いて、これを邁進していけば、これは現在の清掃センターを守りしているところの議員としては、非常にしんどい話も十分承知してはおりますが、早くこの次のバスの予算なり、これをつけてどんどんあっちこっち見にいってもらう。弁護士さんとも相談してもらう。あるいは新しい視察先も、こんな回数も、こんなん5回や10回なんて、こんなみみっちいこと言うてんじゃのうて、十分に不安を払拭できるようなことをしていただきたい。このような要望をしております。ということで賛成でございます。

4番議員 議長、緊急動議。

議 長 はい。

- **4番議員** 再度付帯決議について動議を出したいと思います。この補正予算に付帯動議をつけることを提案します。
- 議 **長** ただいま寺前君から補正予算に対する付帯決議の動議が提出されました。本動議に 賛成者おられますか。

(はいの声あり)

議 長 この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

補正予算に対する付帯決議の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 **長** 起立少数であります。よって、この動議を日程に追加することは否決されました。 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

反対者、共産党を含めもう一人の方が退席されましたので、議案第1号を原案どおり可決 することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数であります。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。反対1人 ありました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議されました事件は終了しましたので、会議を閉じます。

平成15年第1回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P.M.1:30閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成15年1月16日

広陵町議会議長				出	張	光	男
署	名	議	員	小	原		昇
署	名	議	員	片	岡	福	美